

宍粟市学校規模適正化推進計画【概要版】

【背景と現状】

宍粟市内の各小中学校においては、近年の少子化の影響などから、児童生徒数の減少とそれに伴う学校の小規模化が進行しています。

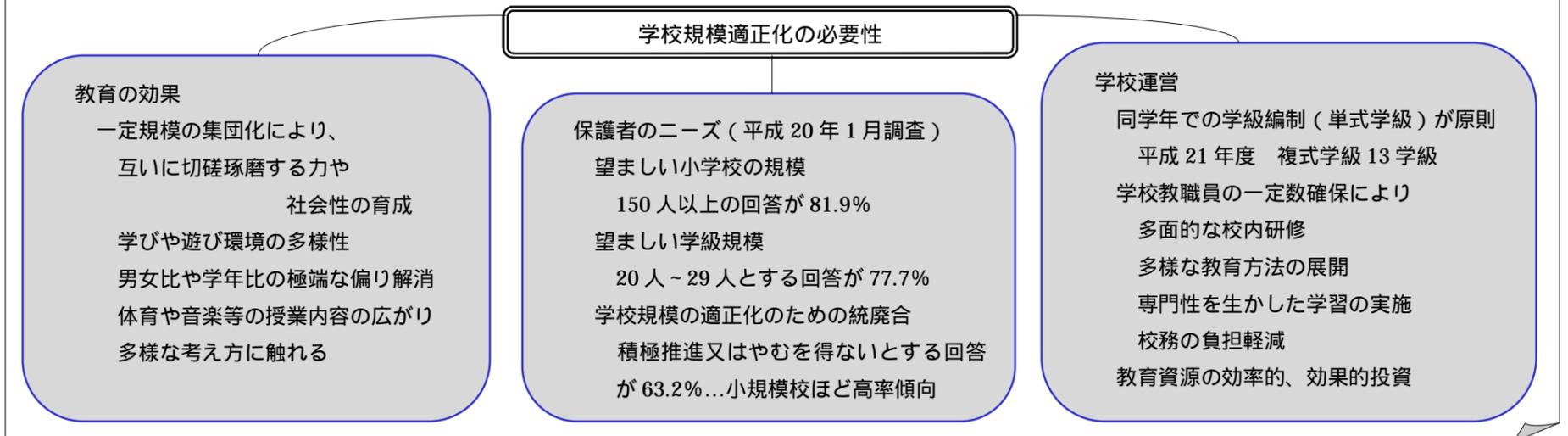
特に小学校では、平成元年以降、児童数が約40%の減少となっており、複数学年で学級編成を行う複式学級は7学級から13学級へと増加するなど、顕著な減少傾向が見られます。

今後、さらに減少がすすみ、平成27年には、平成元年比約52%の減少と見込まれることから、今回の計画では小学校を対象とした適正化を進めることとします。

	昭和41年度		平成元年度		平成21年度	H元年度比		平成27年度	H元年度比
小学校児童数	6,085人	⇒	4,331人	⇒	2,579人	40.5%	⇒	2,087人	51.8%
学校数	25校		20校		20校	-			
単式学級数	193学級		154学級		122学級	32			
複式学級数	0学級		7学級		13学級	+6			

集団の規模が小さくなると集団教育の良さが活かされにくくなるばかりでなく、学校の教職員などの配置数が減り、学校運営や児童の指導に難しさが生じてきます。

宍粟市教育委員会では、教育環境における様々な課題に対して、長期的かつ包括的な対応を図るため、平成20年8月に今後の10年間にむけた長期構想である“しその子ども生き生きプラン”を策定し、その基本目標の内の一つである『社会の変化に対応する学校づくり』の実現に向けて、学校規模の適正化に関する推進計画を定め、保護者や地域の皆様の理解を得ながら年次的に推進を図ることとしています。



1. 適正化に関する基本的な考え方

- 1) 推進期間は10年間とし、対象となる校区毎に順次取組を進めます。
- 2) 目標とする学校規模は、平成27年時点で150人以上となることを一定の目標規模と定めつつ、校区の広さや、通学路の状況、地域の実情等を総合的に踏まえて新校区とします。
- 3) 今後の小中一貫教育などの取組を推進する上で、小中学校の連携等が重要であることから、現中学校区の範囲以内を校区とし、適正化による新設校は新校区内の中学校から最も近い位置にある校舎を使用して開設することを原則とします。
また、適正化に伴い改修・改築や増築が必要な箇所については積極的に環境改善をはかります。
- 4) 適正化に関する重点事項として、以下の3点を基本とします。
 - 保護者、地域の皆様の理解に基づく適正化の推進
 - 将来を見据えた適正化の推進
 - 教育環境の充実と新しい学校教育の創造
- 5) 今後、具体的調整事項に関しては、保護者や地域の皆様との協議を重ねながら、校区再編の対象となる地域毎に“個別計画”を策定することとします。
- 6) 校区の再編により、通学距離の遠くなる児童については、まず安全確保に重点をおき、スクールバス等による通学手段の整備を検討します。

= 小中一貫教育の取組推進 =

しその子ども生き生きプラン（宍粟市教育の長期構想）の中では、適正化と並ぶ重要な取組として、“小中一貫教育の導入に向けた取組の推進”を掲げています。これは小学校の6年間と中学校の3年間を一貫した教育期間と見なし、それぞれの校種の教員が交換授業を行ったり、小学校からの教科担任制の導入や英語教育の充実など、小中学校それぞれの良さを引き出すことにより、より高い教育効果を実現しようとするものです。

校区再編の枠組(案)

現行校区		新校区		優先実施校区 (or)	備 考
校区名	H27 見込児童数	校区名 (仮称)	H27 見込児童数		
山 崎	470	第 1 校区	470		<p>網掛け(■)の箇所が適正化の対象校区となります。</p> <p>現行校区名の横の 印は平成 21 年度時点で複式学級が編制されている学校を表します。</p> <p>優先実施校区は平成 21 年度時点で複式学級が編制されているか、平成 27 年度までに複式学級の編制が見込まれる学校を含む新校区を で表します。</p> <p>このうちすでに、完全複式学級(すべての学年が複式学級の形態)となっている学校を含む新校区は で表します。</p>
菅 野	100	第 2 校区	131		
土 万	31				
城 下	276	第 3 校区	345		
戸 原	69				
伊 水	77	第 4 校区	114		
都 多	37				
河 東	183	第 5 校区	183		
神 野	156	第 6 校区	156		
神 戸	176	第 7 校区	241		
染河内	65				
下三方	46	第 8 校区	165		
三 方	66				
繁 盛	53				
波 賀	145	第 9 校区	170		
野 原	22				
道 谷	3				
千種南	98	第 10 校区	112		
千種北	7				
千種東	7				

2. 今後の取組み

1) 学校規模適正化地区別懇談会の実施

適正化の対象となる現行校区において“学校規模適正化地区別懇談会”(以下、「懇談会」という。)を開催します。懇談会では本計画の説明を行った上で、保護者や地域の皆様からのご意見等を参考にさせていただきながら、“校区再編の枠組み”と“適正化の実施時期”についての最終的な決定を行います。

2) 学校規模適正化地区別協議会の設置

懇談会等を経て、新校区の枠組みや実施時期等に関する協議の整った校区については、順次、個別計画の策定に着手します。個別計画の策定に際しては、新しい対象校区毎に“学校規模適正化地区別協議会”(以下、「協議会」という。)を設置し、新しい学校の校名や学校指定品の取り扱い、通学手段等、適正化に係る課題についての協議を行います。

3) 今後のスケジュール

本計画の推進期間である 10 年間を通じた全体スケジュールは、個別計画の策定状況に応じて随時決定することとしますが、学校、児童への負担や、地域への影響を考慮し、以下の点を基本として調整をはかります。

協議会の設置により個別計画を策定し、その後さらに一定の準備期間を経て、新設校を開校します。

本計画の推進期間である平成 30 年度末までには 5 箇所の新校区編成を目標とします。

適正化の推進に際して複式学級の解消が必須条件であることから、枠組に示す優先実施校区については、特に早期の取組を進めます。

計画期間内の全体スケジュールは、以下のとおりとします。ただし、各校区の協議状況により、個別のスケジュールに期間の長短はあり得るものとします。

